





シェアリングエコノミー協会会員・専用保険商品

オールインワンパッケージ

(施設所有管理者賠償責任保険、生産物賠償責任保険)

認証制度対応型

オールインワンパッケージ(認証制度対応型)のご案内

(施設所有管理者賠償責任保険、生産物賠償責任保険)

『オールインワンパッケージ』は、一般社団法人シェアリングエコノミー協会を契約者とする団体契約で、プラット フォーム事業者をご加入者として、プラットフォーム事業者・サービス提供者・サービス利用者が負う法律上の賠償責 任を総合的に補償することができます。

本商品は、従来の協会会員・専用保険商品をリニューアルし、モデルガイドラインに沿って策定された業界標準となる 自主ルールに基づき、シェアリングエコノミー協会から認証を受けたプラットフォーム事業者向けに、最大60%割引 を提供します。



----- オールインワンパッケージの特長

サービス利用者が第三者に対して負う賠償責任も補償

サービス利用者が負う提供者や第三者への賠償責任も補償の対象に加えることで、シェアリング サービスに関わる賠償リスクを総合的に補償できます。

認証を受けたプラットフォーム 事業者は最大60%割引

従来のシェアリングエコノミー協会会員 向け保険商品から、認証を受けたプラッ トフォーム事業者に対して、最大60%割 引を提供します。

シェアリングエコノミーの 幅広い分野に対応

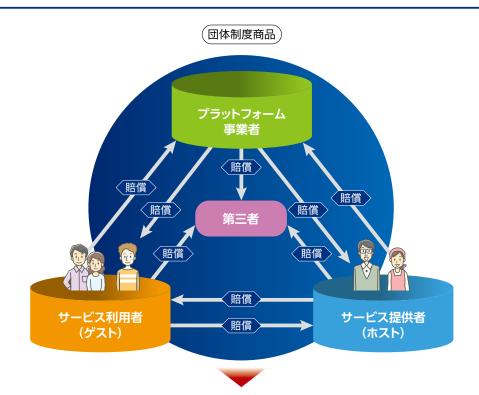
シェアリングエコノミー5分野(移動、空 間、スキル、モノ、お金)のうち、従来より 引受対象としていた空間分野とスキル 分野に加えて、移動分野(サイクルシェ ア)のシェアリングサービスも引受対象 に追加します。

さまざまな補償やサービスを カスタマイズしてご提供

緊急時総合サービスが充実しているサ イバー補償やITスキルのプラットフォー ム事業者向けに納品物の瑕疵や納期遅 延などの業務過誤に関する補償を組み 合わせることが可能です。



🛂 オールインワンパッケージのイメージ



シェアリングサービスに関わる賠償リスクを総合的に補償します。



■ 基本補償(賠償責任保険)

1. 契約者

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

2. 加入対象者と対象業務

(1)加入対象者

シェアリングエコノミー協会の会員プラットフォーム事業者

- (2)補償対象者(被保険者)
 - ①プラットフォーム事業者 ②サービス提供者
 - ③サービス利用者
- (3)補償対象となる業務

シェアリングエコノミー5分野(移動・空間・スキル・モノ・ お金)のうち、下記の3分野(移動・空間・スキル)

【移動シェア】

①レンタサイクル

【空間シェア】

②民泊 ③駐車場 ④会議室

【スキルシェア】

⑤家事代行 ⑥育児代行 ⑦語学・料理 ⑧ペットシッター

⑨介護保険適用外の訪問介護・生活支援サービス



3. ご加入の単位

事業者(法人)単位

4. 保険期間

2022年2月1日午後4時から2023年2月1日午後4時までの1年間

5. 申込締切日

2022年1月28日(金)

中途加入については、毎月25日締切で翌月1日から2023年2月1日午後4時までの保険期間となります。

シェアリングエコノミー認証制度とは

シェアリングエコノミー認証制度は、シェアリングエコノ ミー協会に設置された認証委員会が、利用者の安全性 および信頼性を確保するためのサービス設計およびこ れらを維持するための措置を講じているプラットフォー ム事業者に対して認証マークを付与し、事業活動等への 認証マーク使用を認める制度です。



【基本原則】

- 1. 安全であること
- 2. 信頼・信用を見える化すること
- 3. 責任分担の明確化による価値共創
- 4. 持続可能性の向上

対象事業ごとの認証マーク割引率

分野	対象となる業務	認証マーク割引
移動	レンタサイクル	30%
	民泊	20%
空間	駐車場	60%
	会議室	10%
スキル	家事・育児代行、ペットシッター等	20%



■ 主な事故事例

サイクルシェアの場合

利用者がレンタル自転車の利用中に通行 人にケガをさせてしまった。



レンタル自転車の整備不良のため利用者が ケガをした。



民泊の場合

ゲストが宿泊部屋の壁を壊してしまった。



施設の管理不備により利用者がケガをした。



駐車場シェアの場合

駐車場の管理不備により利用者が転んで ケガをした。



駐車場の瑕疵により利用者の車が破損した。



会議室シェアの場合

利用者が会議室の備品を壊してしまった。



会議室管理不備により利用者がケガをした。



家事代行サービスの場合

家で飼っていた犬がサービス提供者に噛 み付いてケガをさせてしまった。



食器を洗っている最中に割ってしまった。



育児代行サービスの場合

サービス提供者が預かっていた子どもにケ ガをさせてしまった。



預かっていた子どもが外でいたずらをして 第三者にケガをさせてしまった。



※いずれの事故事例も補償対象者(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を想定しております。



補償内容と保険金額 ## 開價責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項・ 施設所有管理者特約条項・生産物特約条項・借用施設に関する追加条項等

A お支払いの対象となる事故

『オールインワンパッケージ』は、シェアリングエコノミーにおけるマッチングサービス中もしくは終了後に、①プラットフォーム事 業者、②サービス提供者、③サービス利用者の過失により、三者間もしくは第三者に対して身体の障害や財物の損壊が発生した 場合、被保険者が負う法律上の賠償責任を補償します。但し、スキルシェア事業にセットする受託財物担保追加条項については、 ②サービス提供者の過失により、③サービス利用者の財物の損壊が発生した場合のみ、お支払いの対象となります。

B お支払いする主な保険金の種類

1. 損害賠償金(示談、和解等による場合でも対象となります。)

- (1)身体賠償事故 治療費、休業損失、慰謝料 など
- (2)財物賠償事故 修理費、再調達費 など
- ※修理費および再調達費に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
- ※財物賠償事故については、盗取もしくは詐取されることまたは紛失に起因する賠償責任は含みません。

2. 争訟費用

訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に関する費用など

※事前に損保ジャパンの承認が必要です。

3. 人格権侵害

保険期間中に、被保険者の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害(不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害 や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

4. 被害者対応費用

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とし た費用

5. 事故対応特別費用

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が 知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信 費など)

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意(=わざと)に発生させた事故
- ②自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自動車をいいます。)の運行に 起因する事故(自動車保険のお支払対象となります。)
- ③地震、噴火、津波、洪水などの天災
- ④特別な約定によって加重された責任、業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤以下の専門的職業行為に起因する賠償責任
 - ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任
 - ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これ らに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

【借用施設に関する追加条項について】

- ①借用施設の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに 類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ②借用施設の擦傷、掻き傷、塗料のはがれ等の外観上の損傷もしくは汚損または落書きであって、その機能に支障をきたさない ものに起因する賠償責任
- ③借用施設のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた事故に起因する賠償責任。ただし、借用施設の他の部分と同時に損壊を 受けた場合を除きます。 など

【スキルシェア事業にセットする受託財物担保追加条項について(ペットシッターの場合のみ)】

動物または植物の損害に起因する賠償責任

C 保険金額

保険期間:1年間・自己負担額なし

		保険金額(支	払限度額) ※身体・原	材物賠償共通	
型	施設	施設賠償 生産物賠償		借用施設補償 (受託財物補償)	
	1事故	保険期間中限度額	1事故	保険期間中限度額	1事故
Α	3,000万円	なし	3,000万円	3,000万円	1,000万円
В	5,000万円	なし	5,000万円	5,000万円	1,000万円
С	1億円	なし	1億円	1億円	1,000万円

- 注1:身体賠償と財物賠償が1事故で同時に発生した場合、身体賠償と財物賠償を合算して上記の補償金額が支払限度額となります。
- 注2:マッチング中の賠償事故は、施設賠償責任保険でお支払いします。また、マッチング終了後の結果に起因する賠償事故は、生産物賠償責任保険でお支払いします。

D 年間保険料

『オールインワンパッケージ』の保険料は、ご加入のお申し出をいただきました事業者ごとに個別にお見積りします。

注:この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は最近の会計年度における保険料算出基礎(マッチング数やマッチング料金総額等)となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。



- 本パンフレットをご一読ください。
- 2 『保険料お見積シート』をご記入願います。
- 3 『保険料お見積シート』を「取扱代理店・損保ジャパンパートナーズ」へFAX(03-6279-0693)してください。
- 4 取扱代理店より年間保険料をお見積書にてご連絡します。
- 5 ご加入に必要な書類一式をご案内します。 ※加入依頼書・返信用封筒等をご案内します。
- 6 加入依頼書にご署名とご捺印のうえ、保険料をお振込み願います。 振込先口座は、ご案内添書に記載します。 ※振込締切日は1月28日(金)まで
- 7 返信用封筒にて加入依頼書をご返送願います。 加入者証は、加入月の翌月に発送予定です。 ※申込締切日は1月28日(金)まで



🛂 ご加入にあたっての注意事項

特殊な業務のお引受け

『オールインワンパッケージ』は、シェアビジネス事業における空間分野やスキル分野について、お引受けの対象としております。 しかし事業内容によっては、保険金額を制限したり、お引受けする保険商品を変更、または、お引受けができない場合もあります のであらかじめご了承願います。お引受けに関して変更が発生した場合、または、お引受けできない場合は、『お見積書』にてご説 明します。

その他ご注意事項

空間シェア(民泊)において、プラットフォーム事業者およびサービス提供者が負う賠償責任については、法令等により認められていることを証明できる施設で発生した事故のみが補償の対象となります。





(1)保険金額(支払限度額)

保険期間:1年間・自己負担額なし

		保険金額(支払限度額)	※身体·財物賠償共通	
型	施設賠償		人格権侵害補償	
	1事故	保険期間中	被害者1名につき	1事故•保険期間中
Α	3,000万円	なし	100万円	1,000万円
В	5,000万円	なし	100万円	1,000万円
С	1億円	なし	100万円	1,000万円



保険金額(支払限度額)					
被害者対応費用補償 事故対応特別費用補償					
被害者1名につき(法人の場合は1法人) 保険期間中			保険期間中		
おより無悪の	死亡の場合	10万円			
対人見舞費用	死亡以外の場合	2万円	1,000万円	1,000万円	
対物臨時費用	_	2万円			

(2)保険料算出の基礎

直近会計年度における レンタル自転車の最高保有台数

(3)保険料算出の基礎の計算例



- (3月決算の場合)
- ①1月のレンタル自転車の台数が1,800台
- ②2月のレンタル自転車の台数が2,000台
- ③3月のレンタル自転車の台数が1,900台



最高保有台数は、2,000台



-----保険金額(支払限度額)と保険料算出の基礎





※身体・財物賠償共通 払限度額) 借用施設補償 人格権侵害補償 被害者1名につき 1事故•保険期間中 1事故 1,000万円 1,000万円 100万円 1,000万円 1,000万円 100万円 1,000万円 100万円 1,000万円



R険金額(支払限度額)				
	事故対応特別費用補償			
保険期間中	保険期間中			
1,000万円	1,000万円			

(2)保険料算出の基礎

直近会計年度にマッチングした 総宿泊数

(3)保険料算出の基礎の計算例



- ①2泊3日のマッチングが1,000件
- ②7泊8日のマッチングが500件
- ③14泊15日のマッチングが100件
- ※1マッチングとは、宿泊施設1部屋分のマッチングを指します。 (10人で泊まっても1カウントとなります。)



- ① 2(泊)×1,000(件)=2,000(泊)
- ② 7(泊)× 500(件)=3,500(泊)
- ③14(泊)× 100(件)=1,400(泊)



総宿泊数は、6,900泊

払限度額) ※身体・財物賠償共通 借用施設補償 人格権侵害補償 1事故 被害者1名につき 1事故・保険期間中 1,000万円 100万円 1,000万円 1,000万円 100万円 1,000万円 1,000万円 100万円 1,000万円



保険金額(支払限度額)				
	事故対応特別費用補償			
保険期間中	保険期間中			
1,000万円	1,000万円			

(2)保険料算出の基礎

直近会計年度にマッチングした 総日数

(3)保険料算出の基礎の計算例



- ①1日単位のマッチングが5,000件
- ②1週間単位のマッチングが500件
- ③1ヶ月単位のマッチングが100件
- ※1マッチングとは、駐車場1台分のマッチングを指します。 (1マッチングで2台分のスペースがあれば、2カウントとなります。)



- ① $1(日) \times 5,000(件) = 5,000(日)$
- ② 7(日)× 500(件)=3,500(日)
- ③30(日)× 100(件) = 3,000(日)



総日数は、11,500日



-----保険金額(支払限度額)と保険料算出の基礎





払限度額)※身体・財物賠償共通借用施設補償人格権侵害補償1施設被害者1名につき1事故・保険期間中1,000万円100万円1,000万円1,000万円100万円1,000万円1,000万円1,000万円1,000万円



R険金額(支払限度額)				
	事故対応特別費用補償			
保険期間中	保険期間中			
1,000万円	1,000万円			

(2)保険料算出の基礎

直近会計年度にマッチングした 総時間数

(3)保険料算出の基礎の計算例



- ①1時間単位のマッチングが5,000件
- ②1日単位のマッチングが100件
- ※1マッチングとは、会議室1スペース分のマッチングを指します。 (10人で会議室を利用しても1カウントとなります。)



① 1(時間)×5,000(件)= 5,000(時間) ②24(時間)× 100(件)= 2,400(時間)



総時間数は、7,400時間

払限度額) ※身体・財物賠償共通					
m賠償	受託財物補償				
保険期間中	1事故	被害者1名につき	1事故•保険期間中		
3,000万円	1,000万円	100万円	1,000万円		
5,000万円	1,000万円	100万円	1,000万円		
1億円	1,000万円	100万円	1,000万円		
	加賠償 保険期間中 3,000万円 5,000万円	が が賠償受託財物補償保険期間中1事故3,000万円1,000万円1,000万円	加賠償 受託財物補償 人格権係 保険期間中 1事故 被害者1名につき 3,000万円 1,000万円 100万円 5,000万円 1,000万円 100万円		



保険金額(支払限度額)				
	事故対応特別費用補償			
保険期間中	保険期間中			
1,000万円	1,000万円			

(2)保険料算出の基礎

直近会計年度にマッチングした 料金総額

(サービス利用者の支払総額)

(3)保険料算出の基礎の計算例



①サービス利用料3,000円のマッチングが5,000件②サービス利用料5,000円のマッチングが5,000件



①3,000(円)×5,000(件) =15,000(千円) ②5,000(円)×5,000(件) =25,000(千円)



料金総額は、40,000千円



▂██■ 施設管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、プラットフォーム事業者・サービス提供 者・サービス利用者が、①施設の構造上の欠陥や管理 上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生 産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた 事故により、他人の身体の障害または財物の損壊につ いて、法律上の賠償責任を負担することによって被る損 害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりで

- ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)
- ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、 その権利の保全または行使に必要な手続をするため に支出した費用
- ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出し た費用
- ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停 に関する費用
 - ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎり
- ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費
- ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発 生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がない ことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防 止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に 対する緊急またはやむをえない処置のため支出した 費用

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償 金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超 過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限 度とします。

なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険 金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割 合によりお支払いします。

*修理費および再調達に要する費用についてはその 被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支 払いします。

(人格権侵害補償)

保険期間中に、被保険者の業務上の行為に起因する人 格権侵害または宣伝障害(不当な身体の拘束による第 三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、 著作権侵害等)について、被保険者が法律上の賠償責 任を負担することによって被る損害を補償します。

(被害者対応費用補償)

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞 金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場 合に臨時に必要とした費用を補償します。

(事故対応特別費用補償)

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた 場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがある ことを被保険者が知った場合において、被保険者がそ の対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、 事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償し ます。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じ た損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払い できない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を 支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部 の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態 をいいます。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わな いのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害 によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、そ の約定によって加重された賠償責任

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険
 - ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、 身体の美容または整形に起因する賠償責任
 - ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋 調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職 業行為に起因する賠償責任
- ⑤サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセット により補償される各種費用等も含みます。)

【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】

- ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ②航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定 められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、 車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物 の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に 起因する賠償責任
- ③屋根、樋、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠 信青仟
- ④仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を 放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者 が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に 起因するものを除きます。
- ⑤被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施 設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑥支給財物の損壊に起因する賠償責任

など

【借用施設に関する追加条項の免責自由】

- ①被保険者の心神喪失または指図に起因する賠償責任
- ②差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する賠
- ③借用施設の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発 酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫 食い等に起因する賠償責任
- ④借用施設のかしに起因する賠償責任
- ⑤借用施設の電気的事故または機械的事故に起因する賠償責任。ただし、これら の事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑥詐欺または横領に起因する賠償責任
- ⑦土地の沈下、隆起、移動等に起因する賠償責任
- ⑧借用施設の擦傷、掻き傷、塗料のはがれ等の外観上の損傷もしくは汚損または 落書きであって、その機能に支障をきたさないものに起因する賠償責任
- ⑨借用施設のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた事故に起因する賠償責 任。ただし、借用施設の他の部分と同時に損壊を受けた場合を除きます。

【スキルシェア事業にセットする受託財物担保追加条項(ペットシッターの場合のみ)】 動物または植物の損害に起因する賠償責任



▂██■ 生産物賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、プラットフォーム事業者・サービス提供 者・サービス利用者が、①製造・販売した生産物の欠陥 が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生し た事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に ついて、法律上の賠償責任を負担することによって被る 損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりで

- ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)
- ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、 その権利の保全または行使に必要な手続をするため に支出した費用
- ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出し た費用
- ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停 に関する費用
 - ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎり
- ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費
- ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発 生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がない ことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防 止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に 対する緊急またはやむをえない処置のため支出した 費用

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償 金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超 過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限 度とします。

なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険 金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割 合によりお支払いします。

- *修理費および再調達に要する費用についてはその 被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支 払いします。
- *事故が発生したときまたは事故の発生するおそれの あることを知ったときは事故の発生または拡大を防 止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物に ついて回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切 な措置)を講じなければなりません。正当な理由な く、回収措置を講じなかったことによる損害について は、保険金のお支払対象となりません。

なお、被保険者が支出した回収費用については、保 険金のお支払対象となりません。

(人格権侵害補償)

保険期間中に、被保険者の業務上の行為に起因する人 格権侵害または宣伝障害(不当な身体の拘束による第 三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、 著作権侵害等)について、被保険者が法律上の賠償責 任を負担することによって被る損害を補償します。

(被害者対応費用補償)

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞 金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場 合に臨時に必要とした費用を補償します。

(事故対応特別費用補償)

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた 場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがある ことを被保険者が知った場合において、被保険者がそ の対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、 事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償し ます。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じ た損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払い できない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を 支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部 の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態 をいいます。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わな いのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害 によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、そ の約定によって加重された賠償責任

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険
- ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、 身体の美容または整形に起因する賠償責任
- 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋 調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職 業行為に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に 対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・ 保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)
 - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
- ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセット により補償される各種費用等も含みます。)

【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他 の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、そ の他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくは その仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは 解体による賠償責任を含みます。)
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失 により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の 結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が 被る損害にかぎります。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄し た結果に起因する賠償責任

など

ご注意

- ●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- ●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- ●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- ●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- ●保険料算出の基礎となるマッチング数やマッチング料金総額等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- ●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名 または記名捺印ください。
- ●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- ●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務も しくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定 める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時 にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍 結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について 営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなり ##4

なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

①保険期間が1年以内のご契約 ②営業または事業のためのご契約 ③法人または社団・財団等が締結 したご契約 ④保険金請求権等が担 保として第三者に譲渡 されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
 - (※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- ●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- ●この保険の最低保険料^(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
 - (注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- ●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いします。
- ●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

- ●告知義務(ご契約締結時における注意事項)
- (1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、 告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただ く義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注) について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった 場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
 - (注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。
 - ①記名被保険者

(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。) ②業務内容

- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事 項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

- ●通知義務(ご契約締結後における注意事項)
- (1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する 場合

(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、<u>あらかじめ</u>取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、<u>遅滞なく</u>取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保 ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 1.以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
- 2.他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 6.他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 7. 上記の 1. \sim 6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- ●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、 賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- ●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる 書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる 書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理 業者などからの原因調査報告書 など
3	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および 損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
4	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
(5)	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認で きる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

万一事故にあわれたら(つづき)

- ●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- ●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- ●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- ●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

<受付時間>

0120-727-110

平日/午後5時~翌日午前9時 土日祝日(12月31日~1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808 < 通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japank.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。



『オールインワンパッケージ』保険料お見積シート

トウキョウトシンジュクク○○チョウ 事業者所在地(フリガナ) FXXX-XXXX 東京都新宿区〇〇町 1-2-3 事業者名(フリガナ) カブシキガイシャジャパンショウジ 株式会社ジャパン商事 ご担当者様部署 企画開発部 ご担当者様 鈴木 03(XXXX)-XXXX 03(XXXX)-XXXX 電話番号 FAX 2020年 4月 1日から 見積り希望型 直近会計年度 型 (ご記入ください) 2021年 3月31日まで

基本補償(団体契約)賠償責任保険

基本補償(賠償責任保険)のお見積りを希望される分野ごとの実績を記載願います。

1	分野	移動シェア(レンタサイクル)	
	直近会計年度におけ	るレンタル自転車の 最高保有台数	台

 ク野
 空間シェア(民泊)

 直近会計年度にマッチングした 総宿泊数
 泊

 分野
 空間シェア(駐車場)

 直近会計年度にマッチングした 総日数
 日間

 分野
 空間シェア(会議室)

 直近会計年度にマッチングした 総時間数
 時間

 分野
 スキルシェア(家事・育児代行、語学・料理 など)

 直近会計年度にマッチングした 料金総額
 118,617 千円

損保ジャパンパートナーズ株式会社 行

FAX: 03-6279-0693

●損保ジャパンは、本シートに関する個人情報を、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。



お問い合わせ先

■取扱代理店

損保ジャパンパートナーズ株式会社 本店営業部

〒163-0417 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング17階 TEL 03-6279-0646 FAX 03-6279-0693 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 北東京支店 法人支社

〒163-0520 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル20階 TEL 03-3349-8063 FAX 03-3349-8059 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)